

2024年2月

改正再エネ特措法の施行に向け 「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」を踏まえた 実務上の対応

弁護士 横井 邦洋 / 弁護士 宇田川 法也 / 弁護士 鈴木 圭佑

Contents

- I. はじめに
- II. 改正再エネ特措法の概要
- III. 計画変更に伴う変更認定申請時の説明会等の実施事由
- IV. 再エネ発電事業者の「密接関係者」の範囲
- V. 改正再エネ特措法の経過措置、施行日までの実務上の対応
- VI. 結語

I. はじめに

2012年のFIT制度導入以来、太陽光発電を中心として再生可能エネルギーの導入量が増加してきた一方で、安全面、防災面、景観・環境への影響や将来の発電設備の廃棄等に対する地域の懸念が高まっている。これを踏まえ、経済産業省は「再生可能エネルギー長期電源化・地域共生ワーキンググループ」(以下「地域共生WG」)を設置し、2023年5月以降、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律108号。以下「再エネ特措法」又は単に「法」)及び同法施行規則(平成24年経産省令46号。以下「施行規則」)の改正に関する詳細設計を議論してきた。とりわけ、再エネ発電設備の周辺地域の住民への適切な情報提供を行うことで地域と共生した再生可能エネルギーの導入を図るべく、認定申請前の説明会等の実施が義務付けられたところ、今般公表された「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」(以下「説明会等実施ガイドライン」又は単に「ガイドライン」)においてその詳細が定められているため、そのうちの重要と思われるポイントを紹介するとともに、これらを踏まえた実務上の対応についても検討する。

II. 改正再エネ特措法の概要

改正再エネ特措法の本年4月1日施行に向けて、改正施行規則案概要と説明会等実施ガイドライン(案)が公表されている。これらの内容は、基本的に地域共生WGが昨年11月に公表した「第2次取りまとめ」¹の内容を反映したものであり、その概要は以下のとおりである。なお、改正施行規則及び説明会等実施ガイドラインの内容及び該当条文については、昨年末から本年1月にかけてパブリックコメントを実施し、改正再エネ特措法施行までに公布予定であるため、今後変更の可能性がある点は留意されたい²。

本稿では、この中で特に実務上直接的に大きな影響を及ぼすものとして、再エネ発電事業に関与する事業者からの関心も高いと思われる「II 説明会等のFIT/FIP認定要件化」に関する最新の議論にフォーカスする。

¹ https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/saisei_kano/kyosei_wg/pdf/20231128_1.pdf

² パブリックコメントに付された改正施行規則及びガイドラインの内容は以下から確認できる。

・第12回地域共生WG 資料2「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案の概要」

https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/saisei_kano/kyosei_wg/pdf/012_02_00.pdf

・資料3「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン(案)」

https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/saisei_kano/kyosei_wg/pdf/012_03_00.pdf

I 関係許認可取得に係る認定手続の厳格化	
<ul style="list-style-type: none"> 災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関わる①～③の許認可について、FIT/FIP認定の申請要件化。 ①森林法の林地開発許可、②宅地造成及び特定盛土等規制法の許可、③砂防三法（砂防法・地すべり等防止法・急傾斜地法）の許可 	
II 説明会等のFIT/FIP認定要件化 (FIT/FIP認定要件として、周辺地域の住民に対し、説明会等の事前周知を求める。)	
<p>(説明会等を実施すべき再エネ発電事業の範囲)</p> <ul style="list-style-type: none"> 特別高圧・高圧（50kW以上）は、説明会の開催を求める。 低圧（50kW未満）は、原則として説明会以外の事前周知を求めるが、周辺地域に影響を及ぼす可能性が高いエリア（上記I①～③の許認可が必要なエリア、土砂災害警戒区域のエリア、景観等の保護エリア等）では、説明会の開催を求める。 屋根設置・住宅用太陽光は、事前周知の対象外。 <p>(説明会での説明事項等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 説明会では、下記の説明を求める。 <ul style="list-style-type: none"> ① 事業計画の内容 ④ 事業に関する工事概要 ② 関係法令遵守状況 ⑤ 関係者情報（主な出資者等を含む） ③ 土地権原取得状況 ⑥ 事業の影響と予防措置 このうち⑥は、安全面（斜面への設置、盛土・切土、地盤強度等）、景観、自然環境・生活環境（騒音・振動・排水、反射光等の電源別事項）、廃棄等の項目を説明。 <p>(説明会の議事等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 質疑応答の時間を設け、住民の質問・意見への誠実な回答を求める。 説明会後に事業者が一定期間、質問募集フォーム等を設け、フォームに提出された住民の質問等への書面等での誠実な回答を求める。 	<p>(「周辺地域の住民」の範囲)</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業場所の敷地境界から一定距離（低圧100m、特別高圧・高圧300m、環境アセス（法アセス）対象1km）の居住者と、再エネ発電設備の設置場所に隣接する土地/建物の所有者を対象とする。 地域の実情を把握する市町村への事前相談を行うことを求め、市町村の意見を尊重して、「周辺地域の住民」に加えるべき者を追加。 <p>(説明会の開催時期)</p> <ul style="list-style-type: none"> 周辺地域に影響を及ぼす可能性が高い場合（上記I①～③の許認可が必要な場合、環境アセス対象等）は、事業の初期段階から、複数のタイミングでの説明会開催を求める。 <p>(その他の説明会実施要領)</p> <ul style="list-style-type: none"> 説明会には、再エネ発電事業者自身の出席を求める。開催案内は、開催2週間前までに、ポスティング等により行うことを求める。 FIT/FIP認定申請時に、説明会を開催したことを証する資料として、説明会の議事録、配布資料、質問募集フォームにおける質問・回答、概要報告書等の提出を求め、概要報告書は認定後に公表する。 認定後に事業譲渡や実質的支配者の変更等が生じた場合は、変更認定申請時に改めて説明会の開催を求める。 説明会は事後検証できるよう、録画・録音し、保管する。
<p style="text-align: center;">III 認定事業者の責任明確化（監督義務） (委託先も認定基準・認定計画を遵守するよう、認定事業者に委託先に対する監督義務を課す。)</p> <p>(監督義務の対象)</p> <ul style="list-style-type: none"> 再エネ発電事業の実施に必要な行為に係る委託（例：手続代行・プロジェクトマネジメント、設計、土地開発、建設・設置工事、保守点検、設備解体、廃棄等に係る業務）について、監督義務の対象とする。 <p>(契約書の締結)</p> <ul style="list-style-type: none"> 認定事業者と委託先との間で書面の契約書を締結することを求める。 契約書において、委託先も認定基準・認定計画に従うべき旨を明確化するとともに、認定事業者への報告体制、再委託時の認定事業者の事前同意などの事項を含めることを求める。 <p>(報告の実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> 委託先から認定事業者に対して、認定基準・認定計画の遵守状況等を報告することを求める。 認定事業者から国に対して、委託契約の概要等について定期報告（年1回）することを求める。 	<p style="text-align: center;">IV 違反状況の未然防止・早期解消の措置 (関係法令等に違反する事業者に対し、FIT/FIP交付金を一時停止。違反が解消されず認定が取り消された場合は交付金の返還を命令。)</p> <p>(交付金の一時停止の発動タイミング)</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係法令違反について、少なくとも、行政処分・罰則の対象となる違反が寛知され、違反に係る客観的な措置（書面による指導等）がなされた段階においては、一時停止の措置を講じることが可能と整理。 <p>(交付金の取戻要件)</p> <ul style="list-style-type: none"> FIT/FIP交付金の一時停止が措置された場合について、違反状態の早期解消インセンティブを持たせるため、 <ul style="list-style-type: none"> 違反の解消 又は 事業の廃止と適正な廃棄等 が確認された場合は、一時停止された交付金を取り戻すことができることとした。
V 太陽光パネルの増設・更新に伴う適正な廃棄の確保 (太陽光パネルを更新・増設する際に、当初設備相当分は価格維持することとし、増出力分相当は十分に低い価格を適用する措置を講じる際の適正な廃棄の確保。)	
<p>(更新に伴って不要となる太陽光パネルの適正な廃棄)</p> <ul style="list-style-type: none"> 廃棄等積立制度において積み立てられた積立金を充てるのではなく、個別に適正な廃棄を求める。 更新に係る変更認定申請を行う際には、解体・撤去業者に廃棄等を依頼する契約書など、一定の書類の提出を求める。また、事後的に、実際に適切な廃棄等が実施されたことの報告を求める。 <p>(更新・増設される太陽光パネルの適正な廃棄)</p> <ul style="list-style-type: none"> 太陽光パネル増設に伴う廃棄等費用の不足分は、増設に係る変更認定時に一括して原則外部積立をを求める。 	

出典：第12回地域共生WG 資料1「改正再エネ特措法の施行に向けて」3、4頁

III. 計画変更に伴う変更認定申請時の説明会等の実施事由

改正再エネ特措法においては、全ての高圧・特別高圧にかかる再エネ発電所を中心に、一定の例外を除く再エネ発電事業に関する事業計画の認定を申請するにあたって周辺住民に対する説明会又は事前周知措置(以下「説明会等」)を実施することを要求し、説明会等の実施を認定要件の一つに追加している(改正後の法 9 条 2 項 7 号、4 項 6 号。いわゆる説明会等の FIT/FIP 認定要件化)。この説明会等の実施は、新規の認定申請のみでなく、一定の変更認定申請を行う場合においても要求され、これを実施しなければ変更認定が取得できない(改正後の法 10 条 1 項、4 項)。

説明会等実施ガイドラインの第 5 章「計画変更に伴う変更認定申請時の説明会等」では、具体的にどのような変更認定申請を行う場合に説明会等の実施が要求されるのか等を明らかにしており、具体的には以下の計画変更に伴う変更認定申請が説明会等の実施事由とされている(改正後の施行規則案 8 条の 2 も参照)。

- ① 事業譲渡、合併又は会社分割を原因とする認定事業者の変更
- ② 認定事業者の密接関係者の変更
- ③ 再エネ発電設備の設置場所の変更
- ④ 再エネ発電設備の認定出力を、新規認定の日又は直近の説明会等の日のいずれか遅い日から 20% 以上又は 50kW 以上増加させる変更
- ⑤ (太陽光発電設備の場合)太陽光パネルの合計出力を、新規認定の日又は直近の説明会等の日のいずれか遅い日から 20%以上又は 50kW 以上増加させる変更
- ⑥ 説明会等の実施が必要な要件に新たに該当することとなる再エネ発電設備の変更

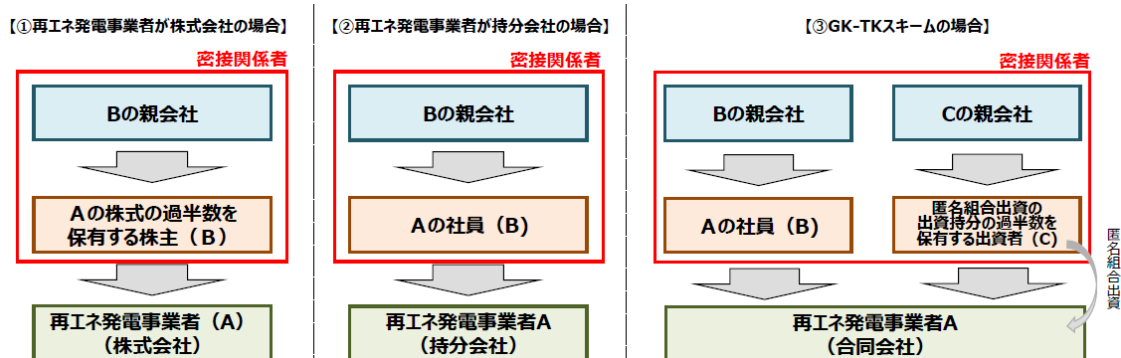
上記のうち、特に①の事業譲渡、合併又は会社分割及び②の密接関係者の変更(詳細は後述)は、いわゆる再エネ発電事業者が交代する場面であり、新規で事業を開始する場合と同様に地域とのコミュニケーション不足によりトラブルが発生する事案も生じやすいとの懸念から改めて説明会等の実施が求められたものであるが、再エネ発電プロジェクトの買収取引において頻繁に用いられるスキームでもあるため、実務へのインパクトは非常に大きく、現に当職らにもこの点について具体的な相談が複数寄せられている。

IV. 再エネ発電事業者の「密接関係者」の範囲

昨年 11 月までの地域共生 WG における議論及び上記の「第 2 次取りまとめ」では、「実質的支配者の変更」の場合にも説明会等の実施を要求すべきとの議論がなされていたが、具体的にどのような者が「実質的支配者」に該当するかは明らかにされていなかった。改正施行規則のパブリックコメント案(2023 年 11 月 28 日公表)でも「認定事業者の密接関係者の変更」としか規定されておらず(改正後の施行規則案 8 条の 2、9 条)、説明会等実施ガイドラインのパブリックコメント案(2023 年 12 月 22 日公表)において、ようやく「密接関係者」の定義が以下のとおり示された。

「密接関係者」とは、次の者をいう。

- (i) 認定事業者の社員(認定事業者が持分会社の場合)
- (ii) 認定事業者に対する議決権の過半数を保有する株主(認定事業者が株式会社の場合)
- (iii) 認定事業者に対する匿名組合出資のうち、その過半数の出資持分を保有する出資者
- (iv) 上記(i)～(iii)の者の親会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する 11 規則(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)第 8 条第 3 項に規定する親会社をいう。)



出典：第12回地域共生WG 資料1「改正再エネ特措法の施行に向けて」22頁

ポイントとしては、①認定事業者が合同会社その他の持分会社である場合、非業務執行社員であっても現状のガイドライン案では「密接関係者」に該当すると考えられること、②いわゆる GK-TK スキームなどで見られる匿名組合員も、過半数の出資持分を保有する場合には「密接関係者」に該当すること、③持分会社における社員、株式会社における議決権過半数を保有する株主及び過半数の出資持分を保有する匿名組合員の各親会社も「密接関係者」に該当すること、の各点であり、これらの者を変更する場合にも説明会等の実施が必要となることが想定される点、実務上留意されたい。

V. 改正再エネ特措法の経過措置、施行日までの実務上の対応

第12回地域共生WG 資料1「改正再エネ特措法の施行に向けて」14頁では、説明会等のFIT/FIPの要件化に関する経過措置についての言及があり、再エネ発電事業計画の新規認定申請・変更認定申請が改正再エネ特措法の施行日(2024年4月1日)以後となるものについては、2023年度の入札対象案件の例外を除き、特段の経過措置を設けず、FIT/FIPの要件化の対象とする方針が示されている。そして、2023年度の認定申請期限日(10kW以上の太陽光・風力・中小水力・地熱:2023年12月15日/バイオマス:2023年12月1日)よりも後に申請されたものについては、FIT/FIP認定が2024年4月1日以後になるため、説明会等のFIT/FIP認定要件化の対象となることが明確に示されている。

本年4月1日の改正再エネ特措法の施行日以降、説明会等の実施が要求される計画変更に伴う変更認定申請については、対象事由ごとに以下の3つに分類される。

- ① 施行日前においても変更認定申請が必要な事由(事業譲渡、設置場所の変更、認定出力の変更、(太陽光発電設備の場合)太陽光パネルの合計出力の変更等)
- ② 施行日前においては事後変更届出で足りる事由(合併又は会社分割等)
- ③ 施行日前において変更認定申請・事後変更届出のいずれも不要な事由(密接関係者の変更等)

上記の方針を踏まえると、上記対象事由のうち①(事業譲渡等)及び②(合併・会社分割等)の対象事由については、実務上は2023年度の認定申請期限日前に変更認定申請が完了している場合及び施行日前に変更届出が完了している場合には改正再エネ特措法の適用がなく、説明会等の実施は不要になることが予想される(今後公布される経過措置の最終内容を確認する必要がある点、留意が必要である。)。この場合、対象事由に関する契約の締結、又は契約の締結及び代金決済・クロージングまでを完了しただけでは足りず、その後さらに変更認定申請・変更届出までを認定申請期限日前又は施行日前までに完了しなければ説明会

等の実施が必要となるものと考えられる。

しかし、上記①(事業譲渡による認定事業者の変更、並びに設置場所、認定出力又は太陽電池の合計出力の変更等)の対象事由については、すでに 2023 年度の変更認定申請期限日を経過しており³、今後これに該当する変更認定申請を行う場合には、2024 年 4 月 1 日以降に申請せざるを得ず、これにあたり説明会等の実施が必要となることに留意が必要である。

また、上記②の対象事由としての再エネ発電事業者の合併又は会社分割については、通常、会社法上の手続として債権者異議手続が要求され、官報公告等で 1 か月以上の期間を設ける必要がある(会社法 789 条、799 条等)。さらに、事後変更届出の添付書類として合併又は会社分割による変更が反映された履歴事項全部証明書等が必要となるため⁴、合併又は会社分割の手続に要する期間に加えて、商業変更登記申請から登記完了までの日数(状況によるが通常 1~2 週間程度)も勘案する必要がある。これらの事情を踏まえると、現時点から合併、会社分割を実施し、2024 年 3 月末までに債権者異議手続等の会社法上要求される手続、商業登記の変更手続及び再エネ特措法上の事後変更届出までを全て完了させるのは、一般的には困難な場合が多いように思われる。

一方、上記③(密接関係者の変更等)の対象事由については、施行日前に対象事由の効力が発生している場合には、説明会等の実施が要求されないものと解される。つまり、「密接関係者」としてガイドラインにおいて具体化された、(i)持分会社における社員、(ii)株式会社における議決権過半数を保有する株主、(iii) 過半数の出資持分を保有する匿名組合員、及び(iv)上記(i)から(iii)の者の親会社を変更する場合、当該対象事由に関する契約の締結に加えて、クロージングによる対象事由の効力発生までが施行日前に終了している場合には、説明会等の実施は要求されないものと考えられる。

VI. 結語

改正再エネ特措法の施行後における説明会等の実施については、実務上の取引スケジュールへの影響を含めて今後より詳細な分析検討が必要である。今後公布される施行規則及び説明会等実施ガイドラインの内容を注視したい。

以上

³ 2023 年 11 月 22 日付資源エネルギー庁新エネルギー課「2023 年度中の再エネ特措法に基づく認定の申請にかかる期限日等について(お知らせ)」

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/announce/20231122.pdf

⁴ 資源エネルギー庁「変更内容ごとの変更手続の整理表」(2023 年 4 月 1 日更新)

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/henkou_seirihyou.pdf

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 [横井 邦洋](mailto:kunihiro.yokoi@amt-law.com) (kunihiro.yokoi@amt-law.com)
弁護士 [宇田川 法也](mailto:noriya.udagawa@amt-law.com) (noriya.udagawa@amt-law.com)
弁護士 [鈴木 圭佑](mailto:keisuke.suzuki@amt-law.com) (keisuke.suzuki@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

www.amt-law.com